

# 社会福祉施設における労働災害防止について

事業主 殿

佐世保労働基準監督署

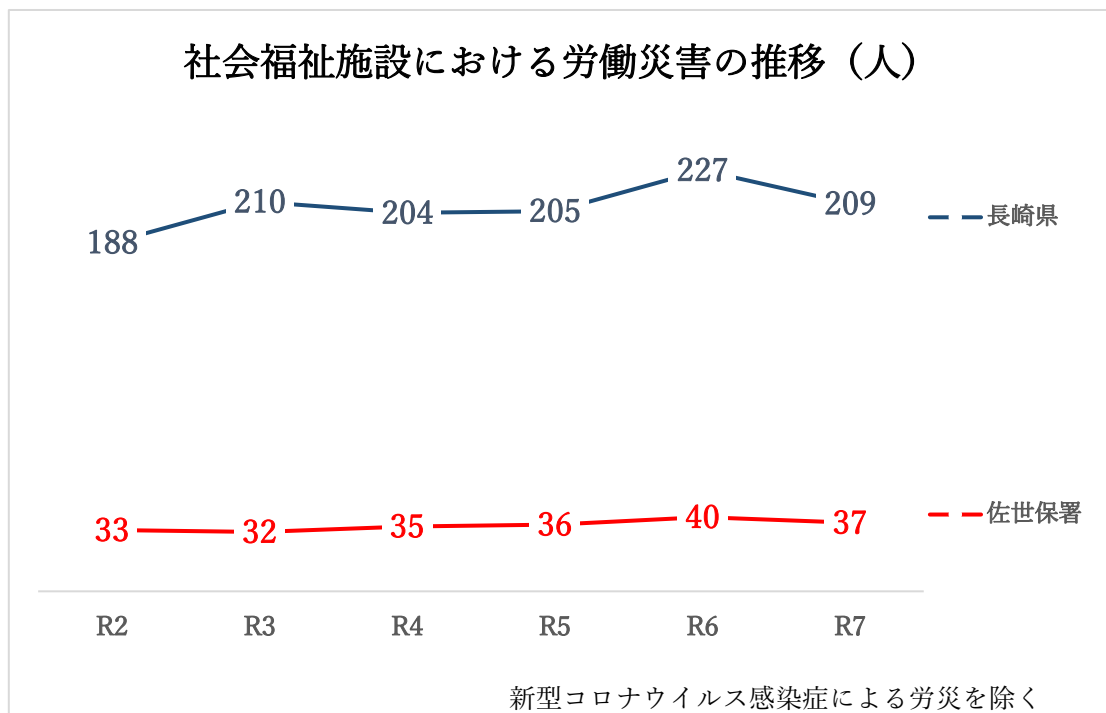
## 第1 趣旨

佐世保労働基準監督署管内の社会福祉施設における労働災害の発生状況につきましては、令和7年は39人（うち、新型コロナウイルス感染症によるもの2人）の方が休業4日以上労働災害に被災しています。

労働災害発生の原因としては、滑りやつまづきなど「転倒」によるものが最も多く、次いで、腰痛などの「動作の反動や無理な動作」によるものが多発しています。

当該災害は、労働者の作業行動を起因とする労働災害、いわゆる「行動災害」により発生していることから、災害防止のため下記事項にご留意いただき、安全衛生管理活動の推進を図るようお願いいたします。

また、安全衛生管理活動推進の証として、アクションZERO～長崎ゼロ災運動～（第12弾）にご参加いただき、労使一体となった労働災害防止活動を推進いただきますよう併せてお願い申し上げます。



## 第2 事業者の実施事項

### 1 「転落災害」・「転倒災害」の防止

転倒災害は、濡れた床面、段差、手すりのない階段などの設備面、走るなどの不安全な行動、加齢による運動機能の低下など、複合的な原因で発生します。このため、従業員の不注意ということで片付けることなく、設備面の改善、不注意な行動の防止、日頃からの運動を含めた職場での健康増進などの取組を、以下の4点を重点に従業員の方々の参画のもとで取り組んでいただくようお願いいたします。

- ① 4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)
- ② 危険の見える化(転落や転倒の危険がある場所を分かりやすく表示する)
- ③ すべりにくい靴(耐滑性の高い防滑靴)の着用
- ④ 転倒予防体操の実施

## 2 腰痛など動作の反動等による労働災害防止

動作の反動や無理な動作による労働災害は、利用者の移乗作業などによる腰痛、利用者の咄嗟の動きによりそれを支えようとしたときに首や腕を痛めた、バランスを崩して踏ん張ったところ足を負傷したなど人の動きが起因して発生しています。このため、正しい姿勢や危険を予測する力を身につけることが必要です。具体的な施設(介護施設)における腰痛予防対策や労働災害防止対策は、厚生労働省サイトにおいて紹介されていますので、当該資料を基に安全巡回や職員研修の実施をしていただき、行動災害による労働災害防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 3 安全衛生管理体制

職場で安全(衛生)推進者を選任されていますでしょうか？

安全衛生管理活動を推進する上では、一定の知識や経験がある者に労働者の安全と健康を確保するため、次の安全衛生管理活動を推進していただく必要があります。

※事業場規模労働者 50 名以上の場合は、安全推進者に加え、衛生管理者及び産業医の選任が必要です。

### ア 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例：職場内の整理整頓(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車、脚立など道具の安全な使用に関するマニュアルの整備等

### イ 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、介護作業における腰痛予防や転倒災害防止に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施等

### ウ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び監督署への提出等

## 4 指差し確認の励行

ヒューマンエラー防止のため「指差し確認」による安全チェックの徹底を図ってください。

## 5 アクションZERO～長崎ゼロ災運動～

7月1日から12月31日までを運動期間として、毎年、ゼロ災運動を展開しています。

利用者のみならず職員の安全と健康についても配慮している事業場である証として、ぜひ、ゼロ災運動へご参加いただき、労使一体となった労働災害防止活動の推進を図ってください。

※参加方法など詳細は長崎労働局ホームページよりご覧になれます。

※厚生労働省ホームページ

○介護施設における労働災害の防止について

○転倒災害の防止について

